

報道関係各位

2010年1月29日

株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント

東京高等裁判所の判決について

本日2010年1月29日に、東京高等裁判所において公正取引委員会を被告とする審決取消訴訟の判決の言渡しがなされ、当社の請求が棄却されました。

これは、2008年7月24日に、公正取引委員会から、当社ほかレコード会社3社に対して、「共同して」、他の「着うた®」提供者に対し、原盤権の利用許諾を行わないようにしている行為を取りやめること等を主文とする審決がなされ、それに対して当社が2008年8月22日、東京高等裁判所に、公正取引委員会の審決の取消しを求める訴えを提起したことに対する判決の言渡しです。

今回の訴訟において、これまで当社が一貫して主張してまいりました、「共同の取引拒絶といった行為は存在しない」という事実が認められなかったことを非常に残念に思います。

今後の対応につきましては、判決の詳細を検討の上決定したいと考えております。

以上

※「着うた®」は、株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントの登録商標です。